

# 平成23年第7回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月2日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成23年12月2日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第126号から議案第145号
- 第 6 請願第6号、請願第7号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（28名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	白杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	18番	猪股文彦君
19番	川上龍一君	20番	本間千佳子君
21番	金子克己君	22番	根岸勇雄君
23番	近藤和義君	24番	祝優雄君
25番	竹内道廣君	26番	加賀博昭君
27番	佐藤孝君	28番	金光英晴君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	白杵國男君	総合政策監	藤井裕士君

會計管理者	本	間	佳	子	君	總務課長	山	田	富	巳	夫	君
綜合政策課	小	林	泰	英	君	行政改革課長	清	水	忠	雄	君	君
島嶼推進課長	藤	井		光	君	世界遺産課長	羽	下	三	司	君	君
財務課長	伊	貝	秀	一	君	地域振興課長	計	良	孝	晴	君	君
交通政策課	渡	邊	裕	次	君	市民生活課長	川	上	達	也	君	君
稅務課長	田	川	和	信	君	環境対策課長	兒	玉	龍	司	君	君
社會福祉課	山	田	秀	夫	君	高齢福祉課長	佐	藤	一	郎	君	君
農林水産課	渡	辺	竜	五	君	観光商工課長	伊	藤	俊	之	君	君
建設課長	石	塚	道	夫	君	下水道課長	和	倉	永	久	君	君
學校教育課	山	本	充	彦	君	社會教育課長	渡	邊	智	樹	君	君
兩管津病院長	塚	本	寿	一	君	總務局長 選舉事務局長	木	下		勉	君	君
監査委員局長	兒	玉		功	君	農業委員會長	島	川		昭	君	君
消防長	金	子	浩	三	君	危機管理幹事	本	間		聡	君	君

事務局職員出席者

事務局長	名	畑	匡	章	君	事務局次長	村	川	一	博	君
議事調査係	中	川	雅	史	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（金光英晴君） おはようございます。ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第7回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金光英晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、14番、若林直樹君及び16番、金子健治君を指名いたします。

---

○議長（金光英晴君） ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。最初に、金井地区の中興、佐和田地区河原田諏訪町の火災の報告について申し上げます。

11月末から国仲地区で2件相次いで火災が発生いたしました。11月28日の金井地区中興では、1棟全焼、1棟ぼやで1世帯、昨日12月1日の佐和田地区河原田諏訪町では、全焼1棟、半焼1棟、部分焼2棟で3世帯の方々が被災されました。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。今回2件の火災につきましては、いずれも火の取り扱いの不注意によるものが原因と聞いております。いずれの火災も出火から発見、通報の遅れによって、火災が大きくなったものと考えております。これから一層寒くなり、火を使う機会が多くなりますが、皆様も火の取り扱いには十分ご注意願うようお願い申し上げます。また、消防本部には火災の状況と消火活動についての検証を早急に行うように指示したところでございます。

以上でございます。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（金光英晴君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、中川隆一君。

〔議会運営委員長 中川隆一君登壇〕

○議会運営委員長（中川隆一君） おはようございます。今期定例会の会期及び会期日程についてご報告をいたします。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、12月定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。その結果をご報告いたします。

会期につきましては、本日12月2日から12月20日までの19日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付の12月定例会会期日程表をごらんください。

本日12月2日、本会議。この後、諸般の報告、行政報告、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑の後、

議案等の委員会付託を行い、午後1時から第3委員会室で議会報編集特別委員会を開催し、本会議終了後、第2委員会室で各派代表者会議を開催いたします。

来週5日月曜日は、午前10時から航路問題特別委員会、午後1時30分から観光資源開発等調査特別委員会を開催いたします。

6日火曜日から12日月曜日までの5日間が一般質問となり、質問者は19人です。なお、12日の一般質問終了後、東中、南中統合校舎改築工事請負契約の締結について、追加上程が予定されております。

13日火曜日は、午前10時から第2委員会室で航路問題特別委員会を開催し、午後1時30分から15日木曜日までの3日間が常任委員会審査となります。

16日金曜日は、午後1時30分から各派代表者会議、午後3時をめぐりに特別委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付け、その後議会運営委員会を開催いたします。

19日月曜日は、午後3時を目途に常任委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付け、その後議会運営委員会を開催いたします。

翌20日火曜日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（金光英晴君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から12月20日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（金光英晴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（金光英晴君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 平成23年第7回市議会定例会に当たりまして、平成23年第5回市議会定例会以降の報告事件につきましてご説明いたします。

報告第24号から第26号までの3件の専決処分につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専

決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告事件についての説明は終わります。

○議長（金光英晴君） ただいまの報告第24号から報告第26号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

---

日程第5 議案第126号から議案第145号

○議長（金光英晴君） 日程第5、議案第126号から議案第145号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案の提案を行わせていただきます。

議案第126号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）。本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算総額を491億4,961万5,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。補正内容は、平成23年9月4日に開催された2011佐渡国際トライアスロン大会のスィム競技中に発生した死亡事故に対し、補償保険として支払う保険金の費用であります。

議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定について。本案は、市民、事業者、行政機関等が一体となって犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるために、それぞれに役割を定め、自主的な取組みを行うための条例を制定するものであります。

議案第128号 佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定について。本案は、世界遺産暫定一覧表に記載された金を中心とする佐渡鉱山の遺産群の構成資産候補の一つである重要文化的景観の保存及び整備事業を実施するに当たり、国庫補助要綱では地方自治体が事業主体となることが定められていることから、個人所有の物件についても国庫補助対象とすることを目的に、地方自治法第224条の規定により、受益者から分担金を徴収する条例を制定するものであります。

議案第129号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方税法との均衡を保持するため、帳簿記載の義務違反等に関する罰則規定を改正し、また市内の温泉施設入浴料金の実態を考慮し、入湯税の税率を引き下げる改正を行うものであります。

議案第130号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、昭和54年度に旧佐和田町が沢根漁港内に整備した佐和田遊漁管理センターを廃止し、民間に有償で譲渡するため、条例を廃止するものであります。

議案第131号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設整備事業の総合体育館建設に伴い、つつじヶ丘公園内の佐和田プール及び佐和田多目的広場を廃止するため、

条例の一部を改正するものであります。

議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定について。本案は、近年の経済状況を考慮し、経済的な理由により修学困難な者の支援を通して教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成するため、高校、専門学校、大学等の進学者に奨学金を貸与する条例を制定するものであります。

議案第133号 佐渡市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、スポーツ基本法の施行に伴い、審議会名を佐渡市スポーツ推進審議会に改めるなど、関連する必要な改正を行うものであります。

議案第134号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の整備に伴い、平成24年度から供用を開始する真野地区の佐渡市陸上競技場の使用料等を定め、また両津地区の梅津に多目的広場を、小木地区のテニスコートに人工芝テニスコートをそれぞれ設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第135号及び議案第136号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第135号 新たに生じた土地の確認について（大杉地内）、議案第136号 字の変更について（大杉地内）。以上の2議案は、佐渡市が上浦漁港内において地域水産物供給基盤整備事業及び市単独用地造成事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第137号及び議案第138号は、関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第137号 新たに生じた土地の確認について（黒姫地内）、議案第138号 字の変更について（黒姫地内）。以上の2議案は、佐渡市が黒姫漁港内において地域水産物供給基盤整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定による新たに生じた土地の確認及び地方自治法第206条第1項の規定による字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第139号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、新規事業の追加及び一部の事業において、事業費が増額になるものであります。

議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5億8,096万8,000円を追加し、予算総額を497億3,058万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び市債などの増額計上、歳出ではひとり親家庭在宅就業支援事業に1,180万円、奨学金貸与制度創設のための基金積立に3億円を予算計上するほか、佐渡市陸上競技場竣工に併わせ、式典及びリニューアルオープンイベント開催経費に296万円などを予算計上するものであります。

議案第141号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,500万2,000円を追加し、予算総額を72億80万円とするものであります。主な補正内容は、歳入予算では保険税、国庫支出金を減額計上し、療養給付費等交付金、前期高齢者交付

金、繰入金等を増額計上するものであります。また、歳出では後期高齢者支援金等を増額計上し、介護納付金、予備費等を減額計上するものであります。

議案第142号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ14万5,000円を減額し、予算総額を73億6,553万5,000円とするものであります。主な補正内容は、システム改修費の増加による総務費の追加及び地域支援事業費の委託料減に伴う歳出の減額であります。

議案第143号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,975万6,000円を追加し、予算総額を15億7,139万8,000円とするものであります。補正内容は、歳入では一般会計繰入金、繰越金及び市債の増額、歳出では建設改良費及び公債費の増額であります。

議案第144号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ886万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ30億8,369万3,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では下水道事業受益者負担金、分担金、下水道使用料、借換債等の増額計上、社会資本整備交付金、消費税還付金、下水道事業債等の減額をするものであります。歳出では、消費税、公債費、元金償還金等の増額計上、下水道建設事業の減額をするものであります。

議案第145号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について収入を27万2,000円増額し、収入総額を13億5,547万2,000円に、支出を1,143万3,000円減額し、支出総額を12億6,290万8,000円とするものであります。また、資本的収支について収入を4億780万円増額し、収入総額を17億700万6,000円に、支出を4億6,293万9,000円増額し、支出総額を23億8,588万2,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支では災害応援給水活動経費の増額と企業債の補償金免除繰上償還等に伴う企業債償還利息不要分の減額、資本的収支では公営企業借換債の借入れによる増額と補償金免除繰上償還に伴う企業債償還元金の増額であります。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第126号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の制定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 5ページの第6条、土地建物所有者等の役割という規定がございますが、その中で環境を保全するために必要な措置を講じとありますが、これは具体的にはどういうことを指しておるのか。例えば空き家が出た場合はどういう対応するとか、それに対するまた市の指導というか、責務というか、そういうものはどのように考えておるのか、お伺いしたい。

もう一点は、第8条の相談体制の整備という項目がございますが、具体的にはどのようなことを考えて

おられるのか、お聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、ご質問の第1点、第6条の土地建物所有者等の役割の中で、環境を確保するための必要な措置ということでございます。この条項につきましては、空き家の保全管理、これの所有者の役割を定めたものでございます。この空き家につきましては、犯罪の温床になるということもでございます。それから、個人の所有物ですので、警察等の立ち入り等に制限が加われるということで、その部分で協力を求めるという形でございますので、いわゆる空き家のきちんとした管理の協力を求める条項となっております。

それから、第8条、犯罪被害者等に対する支援でございます。現在、犯罪被害者等の支援するための施策等につきましては、窓口は総務課になっておりますけれども、具体的な施策がないということでございます。これは、関係機関あるいは県と共同して具体的な施策を講じるための根拠条文という形になっております。その施策については、今後県あるいは警察、それから関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 第6条の必要な措置というところ、空き家対策ということでございますが、不在地主等に対してどのような、これ土地も建物も入っておりますよね。そうすると、不在地主の方が結構おると思っています。そういう方に対する市はどのようなかわり方をしていくのか、その辺もう少し具体的にお伺いしたいし、それから第8条の相談体制の整備ということで、この後協議してというような話ですが、具体的には協議会をつくるとか、何かそういうことがあるのだろうかと思うのですが、その辺をもう少し詳しく教えていただきたい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 第6条の具体的な措置、これは土地、建物を含めてでございます。ただ、これはあくまでも防犯上の協力を求めるということでございますので、管理上の規制については述べておりません。管理上の規制、空き家対策につきましては、全国でも空き家条例等の制定を進めている自治体もございまして、これはあくまでも防犯上の管理への協力という形でご理解願いたいと思います。

それから、犯罪被害者等の支援窓口でございます。この犯罪被害者等の支援窓口につきましては、非常に専門的な知識も必要とするところでございますので、現在県には窓口等の支援がございまして、県内数市でも窓口的なものはやっているのですけれども、具体的な相談事項についてはやはり警察のほうで主体になっていただいて、関連することについて警察に協力していくというような形が大半でございます。佐渡市におきましても犯罪被害者についての相談と申しますものは、相談窓口は設けているのですけれども、現在一件もなく、また警察あるいは法的なものは法テラス等の協力を得て具体的に進めていきたいということでございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 第6条では、その協力を求めるということで、それはよくわかります。しかし、協

力を求めるだけでは、やっぱり実際に市の役割、役割というのが実際には第3条に書いてございますが、実際にどのようにしてかかわっていくのだから、もう少し今の時点でこういうふうに協力をお願いしたいというような具体的なものがあったらお聞きしたい。できれば事例を挙げてお願いできればありがたい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 具体的な事例といいますと、犯罪の温床に空き家になったという事例は、私が関連している関係では、ちょっとその事例はございません。ただ、空き家が放置されていて、だれでも入れるような状況になっているというところは、市内各所に皆さんご存じのとおりなっております、付近の住民との関係も含めて問題になっているところがございます。これにつきましては、防犯上の問題というよりも、その管理上の問題を含めて全体的な施策の協議をしなければならないということで、また空き家条例等の検討も含めて総合的な政策で臨まなければならないかなというように考えております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今ほどの質疑とも関連をするのでありますが、佐渡市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例ということで、書いてあることはそのとおりですから、別に反対する必要も何もないのだろうというふうには思うのですが、一般的に言うと、犯罪が最近ふえてきているので、啓蒙的な条例として普及しようとか、そういったものがあって、ぴたっとくるのだけれども、今なぜこの条例なのかというところをわかりやすくお教え願えますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） この条例の制定のちょっと経緯をご説明したいと思います。

実は、県内におきましては平成10年度の長岡市を皮切りにしまして、この安全安心条例、県内各自治体で制定が進みまして、平成17年に県の条例が制定されております。県全体の動きとして、今まで条例根拠のない防犯活動、これを行ってきたのですけれども、やはり条例上のきちんとした明確な理念を定めたいということで、この条例の制定が進んでおります。市のほうでも数年前から佐渡東、西両警察とともに、この安全安心まちづくり条例の制定に向けて協議を重ねてきまして、今回に至ったという経緯でございます。それで、実は佐渡市内の犯罪発生状況を見ますと、平成20年度までは暫減傾向にございました。ただ、21年度から窃盗犯を中心に、また再び犯罪の件数がふえてきているという状況もございますので、条例を制定して市民に発信し、防犯の運動をこれからもさらに進めていきたいという目的で、この条例をこの時期に制定したいわけでございます。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） そうしますと、県内の市町村でもこういった条例を持っているところもあるし、県自体も条例を持ったと。1つは、他町村の動向を見ながら、それに学んでやったということだろうというふうには思うのですが、そこで具体的にお尋ねをしたいのですが、先ほどの質疑にもありましたが、余り具体的に何をどうするかということはないようなのですが、あなた方が出している第3条、市の責務の中で、幼児、児童、生徒の安全の確保並びにということになってはいますが、佐渡の場合、広いのもあるのだけれども、例えばいわゆる俗に言う防犯灯が少なく暗くて困るというような要望も本当に多いと思うのです。

そういったところもきちんとこの中に含んで、例えば必要な予算措置はしていくというふうな考えと受け取ってよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 近ごろの傾向としまして、児童のつきまとい事案というようなものも多く発生しております。ただ、そのハード面での根拠条例ではございません。あくまでも防犯に対するソフト面での基本理念でございますので、それはそういう要望が出ましたら関係各課と協議したいということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 条例、さっき言った第3条では、幼児、児童、生徒等の安全確保並びに健全な育成にふさわしい社会環境の整備に関することをやるというのですから、例えば今言ったように、さっき私が言いましたが、最低限の防犯灯をやるなんていうのは、これはまず市が進めていく。それで初めてあなた方が言うところの市民は自らの安全は自らで守ると書いてあるわけですから、そのためにはまずあなた方がこういったことをきちんとやっていくという視点に立たないとおかしくなると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 今議員のご指摘の防犯灯のみならず、児童生徒、犯罪に巻き込まれないような安全対策を行うというのは大切なことですので、その辺についてはきちんとした対応を含めて関係各課と協議していくということでございます。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 第4条、これには市民は何をしなければならないか、つまり市民の役割ということ書いてある。これざっと読んでみると、こうなっておる。市民は、日常生活において自らの安全を確保のために必要な措置を講じ、地域住民が安心して生活を送るために自主的に行う行動を推進するとともに、市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならないと書いてある。市民のことになると、かなり具体的に書いてある。おまえ自分で安全を確保すると同時に、市の言うことを聞いてちゃんとやれと、こう書いてあるわけです。

それでは、ちょっと聞くが、大体限界集落が127ぐらいにふえておるわけです。空き家などというのは、主にそういうところにおいて起こるわけなのだ。それについて建物だとか土地については、別に規定があるわけなのだ。一体具体的なこの姿として皆さん方は、きのうも火事があったわけですが、たった1人で住んでおるお年寄りが火を余したところなので、つまりこういう人たちがふえておるわけです。だから、この人たちの安全管理というか、それを怠ったから隣も焼けたという、こんな話になるわけでしょう。こういうことについて、一体市は具体的にどういうふうにしようとするのか。また、この条例に基づく市民啓発、PRというようなことはどうやっていこうというふうに考えておるのか、このことについてちょっとお尋ねをしたい、こういうことです。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 第4条の市民の役割につきましても、これは自治会といいますか、集落としての役割も含むものでございますけれども、いわゆる市民自らの助け合いで協働を行うと。防犯に生活安全対策を行うという自らの役割と、それから地域の役割という部分を定めたものでございます。それで、市が実施する施策に協力するよう依頼する条項でございます。

そして、現在市には安全で安心なまちづくり協会、これは各種ボランティア団体等、それから市の旧市町村からございます組織、そういうものをあわせた部分、総合的な協会がございます。そこと連携し、また警察、関係機関とも連携して防犯に対するPRを今後、今までも行ってきたのですけれども、今後さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 余り飛び火すると、事はややこしいことになるから、私はこの4条の市民の義務ということに限って、つまり役割ということに限って聞くのだ。4条と関係があると思われるのは第6条なの。個人が持っている家屋敷、限界集落になって自分ではとてもではないが、自分のうちは管理できぬという、こういう状況が限界集落という形の中でふえてきておる。それに対して4条は、かなり厳しい規定を具体的にしておる。「市が実施する生活安全施策に協力するよう努めなければならない」と、こう書いておるわけ。それでは、6条の自分の土地、建物を所有する諸君がつまり老朽化した危険な住宅を持っておるときは、具体的にはどうなるのだ。銭がないといったって、うちは解体して安全にせえと言うのか。そういうときには、市はどういうふうに具体的に措置を講ずるのか。その辺は、この条例をつくるときにいろいろの場面を想定しておるはずだが、この4条と6条の関係に限ってお答えを願いたい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） それでは、4条と6条の関係でお答えしたいと思います。

4条では市民に協力を願うと、市の施策に協力するようお願いするものでございますし、6条については、先ほどお答えしましたとおり、空き家等の建物については犯罪の温床になりやすいということで、そういう部分でその所有者についてはきちんと管理をお願いしたいという形の部分の条項でございます。この部分の条項につきましては、いろいろな今議員おっしゃられたとおりな所有者の権利を制限するとか、そういう部分について踏み込まなければならない部分もございますけれども、あくまでもこの犯罪、防犯に関する条例ですので、そこまでは、管理責任までは踏み込まない、いわゆる協力を求める形での条文にさせていただきました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） こんな簡単に、よそもつくっておるから、おれもつくるわとってつくるのだと思うのだけれども、自分のところの市に当てはめて、どういう問題があるのかということを生きた形で検討しないと、これが絵にかいた条例と、こういうことになる。

そこで、聞かぬが、例えばこの4条と6条の関係で言えば、私は市に協力したいと。協力はしたいが、お金がないと。例えば老朽化して、これ建てておくと危ないぞと言われたとき、おれは解体してくれてもいいと。しかし、おれは解体する金ないと。そういうときには、市が協力せえと言うから、市に協力するが、経済的な協力はできないと、銭がないから。こういうときは、市がそれは何らかの形ですするというような

ところまで踏み込まないと絵にかいたもちになってしまうし、土地、建物を持っておる諸君については、その安全な環境を保持するために必要な措置を講じなければならんと書いてあるわけでしょう。おれは講じるが、銭がないが、どうしてくれるのだというようなことについては、今後予算措置を含めて検討するというをした上でとりあえず条例の制定を議会からお認めをいただいて、その後を考えるというようなものが腹案としてあるのかなのか、この1点についてお尋ねしたい。

○議長（金光英晴君） 本間危機管理主幹。

○危機管理主幹（本間 聡君） 実は、この第6条の条項、これにつきましてこの条例を制定するときにもいろいろな議論がございました。あくまでも防犯上の条例であるということで、管理面の権限にまで遡及していないというのが事実でございます。しかしながら、現状を考えますと、防犯上あるいは防災上そういう空き家が散在しているというところには非常に問題もございますので、今後検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 佐渡市重要文化的景観整備事業受益者分担金徴収条例の制定についての質疑を許します。  
臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 分担金徴収条例の第3条、分担金の額、市長が別に定める額とするということについては、前にもこういう分担金徴収条例が出て私は疑問を呈したのですが、これは規則とか、あるいは実施要綱に具体的に定めてあるのですか、その負担割合。こういう文化財についてはこういう、その具体的に今定めてありますか、その点まずお聞きしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

羽下世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（羽下三司君） お答えいたします。

分担金の額につきましては、本徴収条例第3条に記載している部分のみしか定まっておりません。具体的な中身につきましては、現在考えておりますのは、こちらに記載されておりますとおり、国庫補助事業の導入を予定しておりますので、そちらの補助金の額を除いた額の範囲内において定めるとしているということでございます。

○議長（金光英晴君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 何か私の聞き方が悪かったのかもしれない。それは、ここ読めばそのとおり書いてありますよね。要は市長が別に定めるという、この点に私は疑問を感じているわけ。本来議会で分担金徴収条例であれば、こういうものはこの率というのはやっぱり示すべきだと思います。それは、この次に聞きますが、それではもしこの分担金徴収条例で分担金の未納があった場合、どういう措置をとられますか。

○議長（金光英晴君） 羽下世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（羽下三司君） お答えいたします。

分担金の徴収についてでございますけれども、こちらにつきましては、こちらのほうで分担金の徴収通知を出しまして、徴収ができないという場合につきましては、徴収猶予というような理由がなければ……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） それでは、総務課長または財務課長にお聞きしたいのですが、分担金徴収条例に基づいて分担金が未納となった場合は、私はその措置は地方税法と同じ扱いになると思うのですが、この件については私の今申し上げたことが違うかどうか、教えていただきたい。そういうことであるのであれば、やはり条例でその負担割合は規定すべきではないかというのが私の考え方ですが、これについての総務課長または財務課長の見解をお伺いしたい。

○議長（金光英晴君） 山田総務課長。

○総務課長（山田富巳夫君） お答えいたします。

未納額の徴収につきましては、議員おっしゃるとおりと私どもも考えております。

それから、この事業の未納が発生するかしないかの部分があるのですが、条例には書いてございませんが、私ども聞いているのは国庫補助事業ですので、2分の1の国庫補助、その残りを受益者が持つと。ですから、残りの2分の1全額を受益者から持ってもらう前提でこの条例は組み立てられているということです。あらかじめ国庫補助をもらうためには本人の承諾を得て、両者が了解した中で国庫補助の申請をし、そして事業がなされると。したがって、まず未納が発生しないというふうに私ども考えてこの条例を制定されているようにお聞きしておりますが。

以上です。

〔「条例で負担割合を規定すべきではないかという点については」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（山田富巳夫君） それは、本来条例で規定すべきものであります。そのように解釈しています。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） おまへたちは、ばかなことを決めておるのだ。大体この重要文化的景観整備事業というのは、それはそれなりの意味があるから、これをやる。ところが、この資料、要綱の2条見てください。採択基準というのがあって、「申請者が市税等を滞納していないこと」と、こうなっておる。そうすると、そもそもこの景観条例というのは、例えばこのまちをこういうふうにしましょうという基本的な佐渡市の方針があってやるのです。そうすると、それやる前に例えばその集落は50軒あると、50軒のうち滞納しておるのはどれとどれかというのは先に調べて、ああ、これは滞納者が多いから、この事業はできんわと、こんな話になるわけです。卑近な例で申し上げますと、金銀山の指定を受けるというような場合、例えば相川のまちをこういうふうにしなればならぬと。それは、景観条例にかかわってくるのだぞというような問題が出てきたときに、そこに滞納者がおったらできないという話になるではないですか。そうだとすれば、その景観条例を満たすためにやらなければならぬというときは、相当やる側の体制がなければならぬ。2分の1国の補助金が出るから、あとの2分の1は物言わずに住民に持ちなさいと、こういう話になっておるわけ。そこで、これを進めていく上で私は大きな障害になると思うのですが、この辺のところの負担区分とか、そういうのを検討されておるのかどうか。それがなければ、これは個人がや

ることではないのですが、実際は個人の力量関係によって決まると、こういう話になってしまうのだが、その辺の検討はどうなったのか、どうしたのか、お聞きをしたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

羽下世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（羽下三司君） お答えいたします。

個人の資産によって景観が守れるか守れないかということに対するご質問かと思いますが、文化的景観を守るべきものというものが個人の住宅だけではなくて、さまざまなものがござります。この整備事業を行うに当たっても、それぞれの優先度をつけながら整備を図っていくということになります。例えば西三川について申し上げますれば、大山祇神社でありますとか、笹川分校は市の管理になりますけれども、さまざまございまして、その中の1つとして個人の住宅、建造物があるわけでありまして、基本的には文化財の保護に準拠した考え方で、2分の1程度の受益者負担というもので制度を維持していきたいというふうに考えておるということでございます。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） こんなものが、そんなことでできるわけないでしょう、あなた。いいですか。こう書いてあるのです。重要文化的景観整備事業というやつなのです。これは、普通の皆さんが景観をよくしようというから、やってくれという事業とは違うのです。極めて佐渡市にとって重要な地域というか、重要な文化的景観を維持するための事業なのだ。だからこそ国が金出す。そうだとすれば、はなから要綱のほうにしてみれば、実施要綱のところの2条にいきなり「申請者が市税等を滞納していないこと」と、こういうことになっている。これは、申請者がやりたいなんていうことは普通ないのです、こんなのは。重要な景観なのだから、何としてもおまえたちは、例えば下着の色を真っ黒に塗ると。おまえ嫌だろうけれども、そうしてもらわないと重要な景観が維持できないのだと。言ってみれば、行政のほうからお願いしてやってもらわなければならない面が多々ある事業なのです。それをはなから滞納しているやつがおるところはできませんよ、こう言ってしまったら、もうその事業ができなくなってしまうのではないですか。だから、こういう規定はやっぱり削除しなければならないかと思うのです。例えば分担金を納めてもらうということについては、それは個々にお話をして、あれしてもらうなんていうことはあるけれども、はなからその地域全体に滞納者がおらぬことと、こういうふうに決めてしまったら、もうこの仕事ははなから動かないということになりはしませんか。この点の検討はどのようになされたのか、お聞きしたいと思うのですが。

○議長（金光英晴君） 羽下世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（羽下三司君） 市税の滞納の件についてでございますけれども、これにつきましては、この事業自体は市が事業主体となって分担金を徴収するという組み立てになりますけれども、実質的には個人の住宅を支援していくと、景観を保護するという目的のもとに支援していくというものでございますので、他の市の補助制度の要件としまして、市税を滞納していないというのが政策的に決まっておりますので、こちらとの並びで設定させていただいているということでございます。

○議長（金光英晴君） 加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） これは、もう市長、職員の答弁ではちが明かないので、私の言っていることわか

るでしょう。何でこんなことを、要綱の2条に「国庫補助事業等の採択基準に該当すること」と。2つ目として、申請者が市税等滞納していないことと。そうすれば、こういうことになるのです。おれは、税金も払えないような状態なのだから、申請しないというと、トラ刈りの景観ができるのです。あるところは黒く塗ったと。おれは銭がないから、滞納もしておるし、おれは該当者にはなれないし、ならないと。こうなったら、全体の景観そのものがそれでもうできなくなってしまうのではないですか。こういう場合は、市長はどうされるのですか。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 非常に難しい問題です。今のおっしゃられた要綱の内容についても、十分課長からの今の説明ではよくわからない。それでは、どういう事情があったときにそのようになるかと聞いていないので、恥ずかしながら、ちょっと今お答えするわけにいきませんが、いずれにしても今おっしゃられた問題が出てくる可能性が十分あるというふうに思われます。この問題についてのこの後課長が説明できるかどうか、ちょっとわかりませんので……

〔「あなたができないのに、職員ができるわけがない」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） そのとおりです。

〔「あなたが全部知っていて出してくるものなのだ」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） そのとおりです。この問題について課長のほうから今の私が言ったことについての答弁ができるかどうかもう一度やらせてみて、その後お答えしたいというふうに思います。

○議長（金光英晴君） 暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（金光英晴君） 再開いたします。

答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） どうも要綱の問題で失礼しました。議員の皆さん方おっしゃるように、例えば全体として事業経過の中で歯抜けになる、あるいは我々がねらっていた重要な建築物がそのために、要綱の文言のために適用できないというふうな問題があるということでございます。一応国の採択基準あるいは国の法律に合うような形の枠組みとしての条例ではこのままでお願いしたいのですが、要綱については後日見直させていただいて、また皆さん方のご判断を仰ぎたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この前の水産のときも要綱で決めるというのだけれども、こういう大事な問題はきちんと市民の前に明らかにしないとだめだと思うのです。例えば同じようなもので、民家の県の文化財が佐渡に1カ所あります。では、そのくず家を何とかしてやらなければならぬといったときに、国が2分の1、県の文化財だから県が4分の1、受益者が4分の1と、こういうことになっておるわけですが、例えばそのぐらいに原則としてきちっとしたものを示さないと、関係者としては、それは補助金だけれども、

これは分担金で徴収されるという極めてきつい条例なわけですから、ただ要綱で後で決めますというのは非常におかしなこの条例の制定の仕方だと思うのですけれども、この議会中にそういう一つの原則を要綱できちんと示されるかどうか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 本当に申しわけありませんでした。この議会中に要綱については改めて案をつくりまして、皆さんの前へご提案申し上げたいというふうに思います。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） これは、先回の議会で採択されたものについて、早速対応していただいたものであります。日帰り客と宿泊客を分離して差をつけたということについて、大変利用しやすくなったというふうに理解させていただきます。

その点でお尋ねをいたしますが、これによってどのくらいの減収分を見込んでいるのか。

それから、10条のところ、これ義務違反の3万円の罰金から10万円にしたというこの算定根拠、これをご説明お願いします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

減収のことですけれども、これちょっと観光客の入り込みとか、利用者の増減がありますけれども、平成22年度ベースで考えますと、2,700万ぐらい減るのではないかというふうに考えております。

それと、前回6月で住民税等の改正があったわけですが、今回の入湯税につきましては、6月に国税等の関係の法律改正されました。それと同時に地方税の改正もされまして、これというのが罰則規定の関係でございまして、それを6月定例会のときに住民税、固定資産税等についての改正は過料ということで行ったわけですけれども、今回の入湯税の特別徴収に係る帳簿記載の義務違反につきましては、地方自治法第14条3項の規定、地方税法に根拠がないものですから、地方自治法の根拠ということで行うわけですが、6月のときに同時にできればよかったのですけれども、これにつきましては同種ないし類似の違反行為に対する罰則の程度を考慮してきました。また、それとの均衡を失しないというようなことがありまして、これについては新潟地方検察庁との事前協議が必要ということで6月にはできなくて、その間協議してきたわけですけれども、その協議が調ったということで改正を行うものです。額につきましては、今ほど申しましたように、ほかとの均衡、国、県等の改正状況、また6月に行いました住民税の過料が3万から10万になったようなことも踏まえまして、3万から10万に改正ということでございます。

○議長（金光英晴君） 廣瀬擁君。

○7番（廣瀬 擁君） 今ほど課長は、昨年の入湯税の金額からはじき出して2,700万ぐらいの減収になるのではないかとご答弁をいただきましたが、過去のデータを見ますと、平成16年、17年、18年、このところはずっと年間9,000万円以上です。一番多い18年に至っては9,770万余り、約1億近いこれ入湯税の収入があるわけです。これご存じのように、入湯税は目的税であり、非常に貴重な私は市税の財源だろうと思うのですが、今減収が2,700万というふうなお話をされましたが、これの代替財源というふうなものを考えておられるのかどうか。また、それによって目的税としての観光や、そういったところの施策が滞ってはいけないというふうに考えるものですから、その辺のところのこれに踏み切ったときの状況をお聞かせいただきたい。

それから、10条の罰金規制があるということは、やはりこういうことをやる方がいらっしゃるというふうに、入湯税の特別徴収義務の帳簿記載の義務違反という項目ですから、こういう人がおられるのかなというふうに感じるわけですが、その辺のところがあったのかどうかだけお知らせしてください。

○議長（金光英晴君） 田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

廣瀬議員が言われますように、入湯税につきましては一番多いときで、現年課税ですけれども、18年に1億余りありました。それから逡減傾向が続きまして、先ほどお話ししましたように、6,800万ということになっております。観光の入り込み等、この後の利用者の推移もございますけれども、そういう逡減傾向の中ではじいていくと、2,700万ぐらいの減収になるということで考えておりますが、今おっしゃいますように、目的税でありまして、これが観光振興、施設整備、あと消防施設等に充当されるわけですけれども、目的税でこの財源がなくなれば一般財源に振替わるか事業費を縮小するかというようなことになるかと思えます。この財源不足に対する税務課としての財源というのはございません。

それと、10条の関係で3万から10万ということではありますが、ほかの地方税法に規定されています住民税、固定資産税とか軽自動車税の不申告と同じように規定してありますけれども、過去に1回調査ということになりましたけれども、特にそういうことはなくて、はっきりわかったというような事案は今までありません。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 二、三点お尋ねをいたします。

1点は、今回のこの改正は、今議論があったように、目的税の趣旨に沿った中身に整理をしたということなのだろうと思うのですが、この間聞いているところによると、一般公衆浴場、いわゆるふろ屋ですが、ふろ屋指定ですよね。一般公衆浴場を指定をしているところについては、ぜいたくな方については入湯税をもらっているというふうに私は聞いているわけですが、その辺の整理もきちんとかけているのだろうというふうに思うのですが、例えば一般公衆浴場指定を受けている温泉の日帰りの方の場合は、この前の経緯からすると、ゼロ人でいいのだろうというふうに私は思っているのですが、その辺はどのように整理をかけたかが1点。

2点目は、罰則規定で10万なのですが、課税をし忘れた場合もやっぱり10万円ということですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

田川税務課長。

○税務課長（田川和信君） お答えいたします。

一般公衆浴場につきましては、県のほうの許可ということでありますので、それを受ければ条例の中で課税免除の対象になっておりますので、それは課税免除ということで、議員がおっしゃられるように、ゼロ人というより課税免除ということになります。

それと、罰則で忘れた場合ということでしたけれども……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○税務課長（田川和信君） そういうことであれば申告がないということで要求しますので、それで出していだけるものと思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市佐和田遊漁管理センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案の131号を質疑しますけれども、説明のほうは5ページ、6ページだと思うのですけれども、見ていただきたいのですけれども、佐和田地区のアミューズメント近くに総合体育館を建てると。そして、駐車場を確保するために、それは聞いているのですけれども、佐和田プールと多目的広場をなくすということなのですけれども、私調査しますと、佐和田プールは日本水泳連盟の公認の50メートルプールであると。そして、幼児プールもほかと比較すると大きいプールであります。プール利用者、市民の方から非常に残念であるというご意見も聞いています、廃止になるということは。そこら辺プール利用者と市民の皆さんから廃止は理解されているのかどうか、これが1点。

それと2点目に、この条例には、今後についてだと思っておりますけれども、小学生以下の児童がプールを利用する場合は保護者等成人の付添人を必要とするを加えると。これ条例も提案されていますけれども、このことを加えた理由は何なのか、まずこの2点お聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

まず、プールの地元住民の理解ということなのですけれども、まず小中学校等には従来ここで生徒指導ということでプールを使用しておりますけれども、これについては学校教育課と協議の上で、中学校、小学校について利用する場合については、金井の公認プールのほうへの指導でお願いすると。地域住民の方については住民説明会をもちまして、この計画についてご説明を申し上げましたところ、ご理解をいただいで

おりますし、ここを大会として実施しております佐渡市の水泳連盟の役員の皆様にもこの部分についての説明申し上げて、了解をいただいているところです。

それから、まず小学生以下の保護者の、成人の付き添いということですが、昨年来一部プールで事故が起きましたけれども、それからことしに入って指導、監視員を2名配置をしております。ただ、やはり各事務所との関係でのプールの管理等について話し合いを持ったところ、一部県内にもありますけれども、やはり小学校においては付添人をつけて、監視員はもちろんつけておりますけれども、責任を持った団体行動をとっていただくようにというところでの付添人をお願いしたいというところで提案しているところです。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） さらに調査をしていきますと、1点目の佐和田プールがなくなると、今後は金井プール、ここも日本水泳連盟公認の50メートルプールです。そして、佐和田より小さいけれども、幼児用のプールがあります。それで、水泳大会前とか大会の当日ですか、プール利用者の人、そして車が多いのです。来年からは、金井プールに集中するのではないかと私考えますけれども、佐和田プール廃止議案出すからには金井プールの管理体制、監視員も含めて施設の充実だとか、駐車場の確保など十分配慮が必要だと私考えます。そういった意味で監視員をふやすとか、それから施設を整備する、そのところをどう考えているのか、これが1点です。

そして、事故が起きたから、今回小学生以下プール利用、大人の付き添いを必要とするを加えると、そのことは理解をしますけれども、現場行って調査しますと、もう既に四、五年前から小学生以下はプール利用の場合は決まり事で付添人を実施されています。今回条例に加えるわけですが、余り大きな声で言えませんけれども、今まで忘れていたのでしょうか、そこら辺をお聞きます。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

まず、監視員の件ですが、ここにつきましては1名増員をした上での配置をしております。

それから、駐車場の件ですが、確かに中村議員言われるように、周辺には駐車場の台数が、確保が少ないというところでは、ことし一部駐車場の整備をしております。ただ、これぐらいではやっぱり大きな大会には臨めませんので、大会主催者とシャトルバス等の形態がとれるかどうか、この辺については大会主催者と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、従来は条例の中で小学生未満ということであって来たのですが、ただやはり引率者側からどうしてもつけなければいけないかといういろいろご意見が出ております。ただ、やはり中学生以下ということで、これを周知をして皆さんから守っていただきたいというところで、今までは確かに関連的にはそうであったかもわかりませんが、明確に対応していきたいというところから提案をしたところでございます。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 済みません。今の質問で、関連で1点だけ。プールが総合体育館を建設するに当た

ってなくなることは一般質問でやらせてもらっているので、当然理解しております。1点だけ確認したいのは、佐和田中学校のプールの授業についてはバス等で毎回金井のプールまで送迎をする、今後。ということに理解してよろしいのですよね。その確認だけさせてください。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

体育授業の中で体育指導要録がありまして、その中で学校側が水泳指導をするということであれば、今の学校教育課と協議の上で車のほうの配車の対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

1つは、そうすると今現在佐和田の小学校、中学校で使っているプールがなくなる。また、夏等に佐和田地区からプールがなくなるというふうな理解でいいのだろうかというふうに思うのですが、これまでのプールそのものの利用者数というのはどのぐらいになるのですか。つまり金井に行けというと、金井はたしか運動公園のところのプールをいうのだろうか、と思うのですが、佐和田地区からすると両津寄りですよ。そういう意味でいうと、本当夏休みの後、子供たちがプールに通うというのは結構多いのだけれども、非常にその辺問題が私出るのではないかとこのように思っているのですが、その辺はどうなりますか。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

今中川議員、大変申しわけありませんが、利用者数ちょっと把握しておりません。持ってきておりませんので、改めて報告させていただきます。

それから、小学校等の金井プールへの利用ということですが、このプールがなくなることによって、確かに金井のプールが利用者数がふえてくるというところがありますけれども、もう一点、スポーツハウスの温水プール等がございますので、この辺の利用を図っていただければ、有効利用していただきたいということで私たちが希望するところでございます。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ご案内のとおり、いい海岸がありますから、泳げといたら泳げるのだけれども、水泳というと、やっぱり海水とあれでは全く違うし、さっきも言ったように、真野にしても金井のプールの場所にしても佐和田地区からかなり離れていると私思うのです。しかも、佐渡の中では人口が多い地区ですから、佐和田というところは、やっぱり最低限、25メートルプールでも構わないのかなと思ったりもするのですが、そういったプールはもう今後一切つくらないという認識でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） 現在の社会体育施設については、幾つかのプールを保有しております。その中でスポーツハウス金井については利用度が多いところでございますけれども、この辺の利用計画も含めて、今後整備するということは私ども考えておりませんが、今ある施設を有効活用を図っていただくというところで市民の方への協力を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 佐渡市奨学金貸与条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） これ全協でもお聞きしたのですが、学業がすぐれている人にやるというわけですが、これ何で院を外したのですか。家庭からすると、高校出して、大学出して、ちょっと優秀だから大学院へ行きたいというとなると非常に困るので、もしそういうことを佐渡市として優秀な学生を支援してやろうというなら院も考えてもよかったと思うのだけれども、なぜそれを外したのですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

大学院への貸与をなぜ考えなかったということなのですが、佐渡市の場合も財源に限りがありますので、広く多くの人に貸与したいということで、大学院へ行く場合にはそれなりの理由もあるということなので外させていただきました。

○議長（金光英晴君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） これ市長、基本的に間違っていると思うのです。優秀な学生を支援をしてやるというならば、幅広くというばらまきではなくて、本当に3.2以上と、3.2というのは私が聞いている範囲では普通だと思うのです。恐らくいろんな推薦を得るにしても、高校のレベルが低くても3.5以上なければ推薦できないのではないかと、今はどうかわかりませんが。そうすれば、本当に優秀な人を佐渡から育てて、また帰ってきていただくというなら院も含めて考えるべきだろうと思うのですが、委員会で聞きますけれども、市長、これなぜ院を外したのか、市長の政策的な問題だと思うのですが、お聞かせいただいて、これで終わりますけれども。

○議長（金光英晴君） 高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今学校教育課長からも説明がありましたが、優秀な人といいながら幅広く、例えば高校からですから、ほとんど今普遍化している進学の見渡してその支援しようという、そういうスタンスからでございましたので、院は外してあります。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） この奨学金のことについて聞きますが、私はこの奨学金制度のこれを見ますと、これはばらまきです、あなたの大好きな。ただばらまいているだけです。ここに何て書いてあるかというと、「経済的な理由により修学困難な者の支援を通して、教育の機会均等を図る」と、こう言っておりながら、対象者は、今度はこっち側見ますと、給与所得世帯で900万円以下、そんなのどこにおるのですか。役所の職員も800万です。900万円以下と、こんな幅広いのどこにありますか。もっと厳しい状況下の中のもの絞っていくべきではないのですか。本当に生活困窮者にやりたいと、そのためにこれ広げておるのではないのですか。中学の高等科から、専門学校から何から。そして、そのものであるとするならば、今度はダブル支給をしないのだから、そうすると金額的には低過ぎる。本当に生活困窮者の家庭を救済して教育をさせようというならば、もっと集中したやり方をしなければならぬのではないのですか。だれでも該当

するでしょう、これ。こんなことをやって何のあれなのですか。それならば、さっき猪股君が言った特別に意味あるというか、高い学歴のあれする専門とか、そんなものをやるものに金かけるのはわかります。大学院だ、そんなところ。違う。これは、そうではない。経済的な困窮度で、本当は学校へ行きたいのだけれども、行かれない者にやると、こう言っておるのでしょうか。お金足りません。専門学校、短大へ行くのに3万円もらったって、これ足りません。それなら、もっと上げるべきものだ。貸すべきものだ。だれにでも対応できるようにばらまきをして、そしてこれを見ると、この議論していないのなら私別です。これ私休んだのだけれども、このときこれやったのでしょうか。給与所得世帯で900万円以下、この者は対象者でありますよと。その他の給与所得以外の世帯としては、410万円以下の者について、これが対象者になりますよと、こう言っておるのです。単なるばらまきです、これ。本当に困っている人にやっていない。だれにでも対応してやるのでしょうか。次のこれを今度は見ると、これは今度施行規則のところ。第2条第3号に規定する修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められた者については、市長が定める収入基準以下であることとすると、こういつて書いてある。これを今度は、また選別するのでしょうか。幅をこんなに広げて、出してきたら、これを今度は委員会にかけて対応するか対応しないかをやる。これまさにどんぶり勘定みたいなばらまきの話です、これ。本当にこの趣旨の目的にこれ達するのですか、本当に。生活困窮者に対する学力の機会均等のためにこれやるのだという、どこにこれがなっておるのですか。全くそんなものになっていないです。趣旨と違うところへいつていますが、どうですか、これ。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

所得等の要件ですが、おおむね900万の所得でなくて、収入ということで考えております。給付額につきましては、確かに全額ではございません、かかる経費の。大体大学、短大等で3割程度ということで考えております。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） だから、だめだと言っておるのでしょうか。だから、趣旨の目的に反しておるではないか。だから、幅広くばらまいておるだけでしょうと。本当に勉強したいという、お金がなくて行けないという人にするなら、もっと金額上げたほうがいいでしょうと。広くみんなにこれやっておるだけではないの、これ。全く趣旨に合っていない。そんなにお金が900万もある人にあれする必要ない。本当に困っておる者にやるのでしょうか、これは。そういつて書いてあるではない、初めからちゃんと。そういつて書いてあるでしょう、ちゃんと。経済的な理由により修学困難な者に支援すると、そういつてちゃんと書いてあるでしょう。広くだれにでもやるのでしょうか、これは。だから、私ばらまきではないかと、これ。こういうことばかりあなたたちやっておるのだ、こういうことばかり。何のためにこんなことをやっておるの、では。こんなことばかりやっておるのが行政なのだ。さっきやっておることも、ひな形をよその市から持ってきて、ただ合わせてみただけ。こんなことばかりやっておるのだ。本当に困っておる弱者に何を救済しておるの、これが。答弁求める、答弁。こんなのだめだ、そんな言い方は。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

大学へ行くようなときには、親からの仕送りも当然あるかと思いますが、全額親が負担するというの

は大変困難というようなことで、全額でなくても一部市のほうで貸与できれば多くの方がそういう機会に恵まれるというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 竹内道廣君。

○25番（竹内道廣君） だから、ばらまきだと私言っておるのです。本当にお金なくて苦しむ人たちを救済するということではないでしょうと、こんな名目ばかりいいこと書いておっても。やっておることは、全然中身は違うではないかと私言っておるのです。所管の委員会、総務文教委員会、しっかりやってください。こんなでたらめなのためです、こんなの。本当に困っておるのには、もっと手厚くきちっとすべきだ。何やっておる、だれでもばらまくようなやり方を。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 佐渡市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 新たに生じた土地の確認について（大杉地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 字の変更について（大杉地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 新たに生じた土地の確認について（黒姫地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 字の変更について（黒姫地内）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

議案第139号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22～24年度）の変更についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点教えてください。この計画の中に畑野とか真野とかの学校のスクールバスのやつが計上されておりますが、文科省でもスクールバスの助成の部分があったというふうに思うのですが、その辺の絡みはどうなっているのですか。つまり文科省等の補助金よりも、こっちのほうがいいという理解でいいのか。その辺どうでしょうか。

○議長（金光英晴君） 山本学校教育課長。

○学校教育課長（山本充彦君） お答えいたします。

スクールバス等の購入につきましては、国の補助もあります、一定額。そのほかに残額について辺地債を借りるということで考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（金光英晴君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

議案第140号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑に入ります。

質疑は歳入歳出別とし、歳出はさらに複数の款に分けて行います。

まず、歳入についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 歳入ですが、2点ほどお尋ねをいたします。

1つは、地方交付税の関係です。今回また補正されているわけですが、最終的には今年度大体どのぐらいを見込んでいるのか、1点お聞かせ願いたい。

2点目は、市債の合併特例債の関係です。合併特例債の全体額が幾らあって、現在までどの程度になっているのか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

普通交付税の関係につきましては、今年度の決定額で215億4,658万8,000円でございます。

それから、合併特例債の関係で、今までにとおっしゃいましたか。

○2番（中川直美君） 総額が幾らで、あと幾ら残っているか。

○財務課長（伊貝秀一君）　というのは、25年度までを見越した上で。見越した上で。

○2番（中川直美君）　トータルで。

○財務課長（伊貝秀一君）　合併特例債につきましては、25年度までを今現在見通しますと、420億の限度額に対しまして270億程度を今見込んでおります。その残りが残という見込みでございます。

○議長（金光英晴君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君）　質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

まず、2款総務費及び3款民生費の質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君）　3点ほどお伺いします。

17ページ、民生費、社会福祉総務費の中の社会福祉施設管理運営事業の中の土地購入費の2,762万9,000円、これはどこの場所で、これはなぜ土地を購入することになったのかということ。

その下になります老人福祉施設管理運営事業の中の、これも同じように土地購入費349万2,000円、これもどこで、なぜそのように購入をすることになったのか。

次のページ、19ページ、保育所費の中の公立保育園運営事業、臨時職員賃金増ということで8,813万5,000円という大幅増なのですけれども、これだけ増になった理由をお聞かせください。

○議長（金光英晴君）　答弁を許します。

山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君）　お答えいたします。

まず、社会福祉施設管理運営費の土地購入費でございますが、これにつきましては両津福祉センターしゃくなげ、これは民間譲渡した土地でございますが、これと併設して建っております児童館ちのわの家、こちらの用地が現在借地であります。これを地権者と交渉しておりまして、交渉に応じてくれるということになりましたので、今回借地を解消するための用地買収費として計上したものでございます。

次に、公立保育園運営費の臨時職員、こちらの増額でございます。この臨時職員につきましては、保育園の保育士に充てるものでございますが、当初の予算におきましては4月当初現在の入園児の数に合わせて正規職員、臨時職員を配置をしているわけでございますが、その後における未満児等の児童数の増、あるいは障がい児等への加配の職員の対応などによりまして、既に延べ41名の臨時職員を新たに雇用しているところでございますし、今後も十数名の臨時職員の追加の雇用も必要であると見込んでおりまして、その経費として補正をするものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君）　佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君）　中川議員のお尋ねにお答えをさせていただきます。

349万2,000円の内訳ということでございますが、これについては待鶴荘の駐車場になっている部分、これは借地でございますが、地権者と交渉して購入できるめどが立ったということで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川隆一君。

○11番（中川隆一君） 今待鶴荘については地権者とのあれで、そのまま駐車場としてではその後同じように使うということではよろしいのですねという確認と、しゃくなげのほうなのですけれども、隣のちのわの家の土地をとすることは理解できるのですけれども、そこを買わなければならぬ理由を教えてくださいたいです。

あと、臨時職員のほうは今ほどの説明で十分理解できましたので、結構です。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 待鶴荘の借地の部分につきましては、中川議員お見込みのとおりでございます。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

両津福祉センターしゃくなげ及び児童館ちのわの家の借地の解消ということでの土地の購入の目的でございますが、こちらは福祉センターにおきましては福祉センターという集会的目的、あるいはデイサービスセンターが入っているわけでございますが、それぞれ利用客合わせますと、年間で約1万9,000人余りの利用がございます。また、ちのわの家につきましては1万6,000人を超える利用があるということで、どちらも公共的に非常に利用がなされているというところもございまして、今後も継続してこの施設を運営、設置をしていく目的におきましては、市として借地を解消し、購入したいというふう考えたものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 今の中川議員の質問と関連するわけでございますが、土地購入費で2,762万9,000円、しゃくなげとちのわの家の土地ということで答弁あったのですが、当初調査の不動産鑑定ですか、そういうときに私どもの所管の委員会に出てきたはずですが、これ買った後の処分と申しますか、社協が当然使っておるところとちのわの家が使っておるところとあるわけですが、それどういうことなのですか。当初のあれだと、社協さんに無償譲渡するとかいうような話だったのですが、その辺はどうなりますか。これ市が買い上げた後の処分と申しますか、その辺はどう考えておりますか。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

土地購入後のしゃくなげに係る部分の土地につきましては、社会福祉協議会のほうへ無償で貸与という形での取扱いにしたいと考えておりますし、ちのわの家につきましては当然市の施設でございますので、市の所有という形で考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） では、無償譲渡という最初出た案は一応白紙ということで、無償貸与ということだと思っておりますが、これ私ども所管なので、所管の委員会できっちりまたお話、意見申し上げたり、また聞

きたいと思うのですが、2,700万というと、ちょっと大きい金ですよ。その中で今回出てきた補正予算の概要あるいは説明の中で、主な事業の中で、例えば例をとりますと、陸上競技場のオープンイベントが290万、300万足らずの行事が主な事業としてここに載っておるにもかかわらず、2,800万近いお金を出して公有財産を購入するなんていうのは、この陸上競技オープンイベントに比べて大したことない、主な事業に入らないわけをちょっと聞かせてもらいたいです。私ども考えると、こんな陸上競技場のオープンイベントよりは3,000万近く支出して市有地を購入するというのは、よほど重い事業に感じるのですが、その理由を聞かせていただきたいです。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 事前にお示ししました予算概要の主な事業というところでは、今回の補正予算の内容の中でも新たな事業、あるいは特徴的な事業を抜き出してあるものでございます。中には金額の小さいものであっても、それ自体が、例えば陸上競技場であれば、それが3月には竣工して、そしてそれを記念して竣工イベントを行うというところに特徴的なところがあるということを出しているわけでございます。今回、今ちょっと引き合いに出されております土地購入費、これも金額からいえば、確かに二千数百万という大きな金額ではございますが、やはり今まで借りていた土地の購入ということで考えまして、そういうものよりは、そちらのほうを選んだと、そんなことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（金光英晴君） 松本正勝君。

○1番（松本正勝君） 今財務課長のほうから答弁聞きましたけれども、今まで佐渡市の、私議員になって、いろんな予算の審議にかかわってきましたけれども、この問題については前回調査のときに、いろいろ所管の委員会でも無償譲渡か無償貸与かと非常にもめた案件なのです。だから、悪く考えると、余り表に出してつかれるようなのはなるべく隠しておいて、そして見過ごしてくれれば、後から予算さえ通ってしまえば何でもいいのだというような体質が過去にもあり、見え見えなのです。本当に臭いものにはふたと言うと、ちょっと表現が違うかと思うのですが、余りつかれたくないのは表に出さぬで見過ごしてくれれば、それでよかったというような感じに受け取れるのですが、こういったことの繰り返しが続いてきたわけなので、非常に私は市民の皆さんに対して失礼だと思し、今答弁いただいたのでは本当に言い逃れの答弁にしかすぎないと思えます。所管の委員会できっちりやります。

○議長（金光英晴君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

主な事業として上げたものは、決して言い逃れとして出しにくいものは出さないというようなことでやっているものではないです。予算書を見ていただければ、確かに今言ったものも、土地購入費も二千何百万あるでしょうし、この中にはいろんなものがあります。例えば国民健康保険の繰出金1,700万でありますとか、それから障害福祉の事業2億1,000万ほどの事業もあります。補正増があります。しかし、そういった、では金額で大きなもの、あるいはそういったものをやはり主な事業として上げるということではないと私は考えております。そういう今回の補正の中、全体を見た中で特徴的な事業、そういったものを提示しているつもりでございます。決して言い逃れ、あるいは都合の悪いものを出さないという、そういう姿勢でやっているのではないということだけは力を入れておきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

- 17番（村川四郎君） 今松本議員も言われておったのですけれども、陸上競技場のオープンイベント……
- 議長（金光英晴君） そこいってない。
- 17番（村川四郎君） いってない、まだ。失礼しました。
- 議長（金光英晴君） 中川直美君。
- 2番（中川直美君） しつこくて恐縮ですが、先ほどからなっている土地購入費のことで1点まずお聞かせ願いたいと思います。

1点は、社会福祉施設の関連のしゃくなげですが、現在の借地料は幾らですか。行革の方針に沿って、借地で長期に借りているよりも購入したほうが財政に得だから買えということで買うのだらうと思うのですが、現在の年間の借地料、しゃくなげと待鶴荘お幾らですか、教えていただきたいと思います。それが1点です。

2点目は、同じページの老人福祉施設の整備事業で、減額になってますよね。1億2,000万。これ額も多いので、具体的にどういうことか。

もう一点は、19ページの、それこそ先ほど財務課長が力を入れて述べたひとり親家庭等在宅就業支援事業であります。もともと厚労省は大分前からやっているのですが、つまり在宅で仕事、就労するということなのですが、具体的に佐渡の場合、ネット環境とかもあるのですが、具体的にどういったことを想定しているのか、もうちょっと詳しく、主要な事業なので、教えていただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

今回土地購入を予定しております部分の年間の借地料は57万7,600円でございます。

あと、それからご質問にありましたひとり親家庭等在宅就業支援事業についてでございます。これにつきましては、IT関連の事業を活用して在宅でのひとり親の就業を考えているものでございまして、ホームページの作成でありますとか、データ入力、あるいはウェブの作成業務、あるいはコールセンター業務等のそういう事業を現在一応想定した形で考えております。

以上です。

○議長（金光英晴君） 佐藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 中川議員から2点ほどお尋ねがございました。1点は、先ほどの関係です。待鶴荘の借地料のお話だったと思います。年額で10万8,640円でございます。これについては、先ほども言いました借地の解消と、それから民間移行に寄与するための準備の作業ということでとらえております。

それから、減額のほうでございます。介護基盤整備事業補助金ということでございますが、これにつきましては23年度の当初に実はミニ老健1カ所、それから小規模多機能の居宅介護をもう一カ所、今1カ所着手しておりますが、もう一カ所つくる予定でございました。この2つの建物でございますが、計画は23年の当初に上げたわけでございますが、計画上、断念せざるを得なくなりまして、この分を減額補正をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 借地料の件ですが、例えばしゃくなげでいうと、今ほどの説明ですと57万ですから、

40年間分という話になるわけで、これは行革の方針からして、本当にこれでいいのでしょうか。その辺をお尋ねをしておきたいというふうに思いますが。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

両津福祉センターしゃくなげに關係する土地の購入でございますが、これにつきましては当時、民間譲渡をする際に議会のほうからも早急に借地を解消し、譲渡することというような意見もつけられて、私たちはこれまで継続して地権者と交渉し、ようやく購入にこぎつけたというような経過もございますので、今回はそのような形での購入という形をしたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（金光英晴君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今課長が答弁したのわかるのです。委員会で問題になったのは、自分のところではなくて、民間がやっているわけです。やっているところに買ってまで、あなた方当初くれると言っていたのだけれども、先ほどの答弁ではないけれども、くれると言ったのだけれども、買ってまでやる必要があるのかと。借地料として、そこ立ち退けと言われているわけでも何でもない。ついては問題ではないかということで議論になって、そうすると市長始め高くても買って民間に無償で貸し出せというふうに指示があったというふうな理解でよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えいたします。

私たちとしましては、委員会等で意見をつけられたものにのっとして交渉し、購入をするということに至ったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） 関連して1点だけ。中川議員のに関連して、19ページのひとり親家庭等在宅就業支援事業、内容については今の説明で一定の理解をいたしました。が、本年度、今の時点で1,180万の補正です。これが債務負担行為として将来3年間で、これを含めて7,900万を予定をします。こういうことでありますが、事業内容先ほどありましたが、そうすると今後は、あと2年間の残りを単純に割り算すれば3,300ぐらいの金額が出るわけですが、こういうような金額配分で拡大をした事業計画で実施をすると、こういう認識でよろしいのですか。

○議長（金光英晴君） 山田社会福祉課長。

○社会福祉課長（山田秀夫君） お答えします。

事業の期間としましては、23年度、今年度から25年度までの3年間の事業として計画をしておりますし、事業費は先ほど議員おっしゃられたように、7,900万総事業費で予定をしております。各年度の事業費についてですが、23年度は今回補正をお願いいたしております1,180万円、24年度につきましては6,220万を予定しておりますし、最終年度の25年度につきましては500万というような年度割での事業計画のほうを立てております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費及び6款農林水産業費の質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 23ページの林業費ですが、森林病虫害防除事業委託料というのがございますが、これはどこの場所で、こういう防除やるときの時期としては、いつが一番効果的なのですか。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今回の補正案件につきましては1,000万、これにつきましては長石地区の樹幹注入における防除でございます。あと174万5,000円、これにつきましては本年八幡のほうから被害木が非常に多発しておりまして、そこを伐倒するということで、これ以上、これは地区全体ではございませんが、八幡のほうから長石地区の被害木を伐倒し、処理するということで、県費75%をいただいて、事業として実施するものでございます。

効果的なものとしては、樹幹注入につきましては12月、1月に樹幹注入を実施ということで最大の効果が得られるというふうに考えておりますし、伐倒につきましては今の時期からしっかりと伐倒して、虫がいる木は処分をしてしまうということによって被害の拡散を防いでいくというふうな手法をとっております。

○議長（金光英晴君） 金子克己君。

○21番（金子克己君） 今の委託料、白杵議員の質問に関連しまして、聞かせていただきたいのですが、1,000万が長石地区の樹幹注入という報告がありましたが、これにより防風林の全体の何%ぐらいが完了するわけですか。まず、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） この樹幹注入、松くい虫のものにつきましては、同ページ、23ページの上から5つ目のトキと暮らす郷づくり推進協議会負担金というのがございます。これにつきましては、同じくトキの営巣木を守るという観点から、環境省が2分の1をもって佐渡市のトキと暮らす郷づくり推進協議会に直接2分の1の200万を防除費として用意しているということでございます。それに合わせて、佐渡市のほうで負担金も盛らせていただきました。これとこの森林病虫害の防除の委託料とあわせて、昨日集落のほうから防除のほう1年でやってほしいという強い要望がございまして、そこも加味しながら既決予算とあわせて1年で全面積を実施する方向で今協議を進めておるところでございます。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 今2人の議員から質問があったので、ちょっとよくわからないところがあるので、この関係で、きょうの新潟日報にも載っていたので、長石地区の空散に対して地元から早くやってほしいというような陳情があったということで、市の答えとしては5,000本の松の木、松林の中に16本ほど松くい虫にやられている木があるということが載っていたのですけれども、よくこの5,000本の中の16本を、どういう作業で見つけたのかわからないですけれども、その対象木というの今金子議員の質問に答弁がなかったのですけれども、5,000本のうちの何%ぐらいを樹幹注入するのかということと、もう一つ、この樹幹注入というのは、これ1回きりで済むわけですか。この予算だけで。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

本当の幼木以外は、基本的にはすべて実施したいというふうに思っておりますし、太さに応じて対応する、しないを今後調査の上、実施していくという形になると思います。おおむね松くい虫にかかるような大きな木は、すべて実施していきたいというふうに考えております。

今回やる防除については、基本的に効果の期間が2年というもので注入をしていきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 2年ということは、来年度またこの予算が上がってくると。同じだけの金額が上がってくる。当初説明では約5,000万ぐらいかかるという話だったので、そんな無駄なことやるのだったら100万で空散にすべきだということをしたのですけれども、どうしてもトキに対する影響を考えたら樹幹注入したいという執行部の答えだったので、これ地元からは同時に現在トキが巣をつくっているのを、巣をつくらないようにしてほしいという要望も出ていますよね。これは、ちょっと無理かと思うのですが、私は空散にすれば、トキが嫌がれば自分たち自ら巣をつくらないし、やっぱり悪意を持っている人にすれば夜石を投げたりとか、追い出したりとかしないとも限らないのです。そうなるようなことを考えると、やはり今までやってきた自然の防除の仕方を地元としては希望しているので、そうすべきではないかと思うのと、先ほど言いました樹幹注入は多分五、六年しか効果がないので、その先またどうするのかという話も出てきます。地元の巣をつくらないようにしてほしいという要望と、それから来年度もこれだけの予算がまた追加でなるのか、その2点を教えてください。

○議長（金光英晴君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今までのとおりでできるかという問いにつきましては、先般人とトキの共生する地域づくりの協議会の森林部会というものを開催しまして、森の専門家とトキの専門家と該当の区長も含めて、我々も含めて協議をしました。その中では、共生のあり方についてはトキがいても防除ができるということもあるだろうということも議論が出ております。そういう観点から、今後その協議会を通してしっかりとその共生のルールを議論しながら、防除ができるかできないかも含めて体制をしっかりとつくりたいというふうに考えております。

また、この樹幹注入につきましては2年ということですので、この2年でそのルールをしっかりと決めていくことによって、この樹幹注入の今後の対応についてもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費及び10款教育費の質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 歳出全部だと思ったので、失礼いたしました、先ほどは。

陸上競技場のオープンイベントですけれども、これどういうイベントをしようとしているのか、まず説

明をお願いします。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

今3月の17日、これは予定ですけれども、竣工式を行いまして、その後竣工イベントを考えております。内容につきましては、現在地元の陸上競技団体と詰めておるところですけれども、竣工式典を終えまして、日本を代表する選手のほうから指導講習会を持っていただいて、その後各種目ごとに、県内の有数な監督、指導者がいるわけですので、4種目から5種目ぐらい地元の小中学生を対象として指導会を行うという計画で進んでおります。

以上です。

○議長（金光英晴君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） この296万の金額が大きいのか小さいのかは、やった結果出ないとわからないのですけれども、今日本の代表的な選手も招待して何かイベントをすると。それから、地元の小中高生ぐらいですか、という話もあったのですけれども、できれば市民が参加できるようなイベントを入れてほしいというのと、1度、いつだったですか、あそこの陸上競技場を使って島民、旧10市町村からいろいろ代表選手というか、希望者集めてオリンピック記録に挑戦、ギネスに挑戦という、マラソンの予選をやったけれども、中越地震か何かで中止にした経緯があるのですけれども、あのときはすごくみんないいムードで10カ市町村からたくさんの方が集まって、練習会もやったのですけれども、そういうようなイベントも考えているのかどうか。いわゆる競技的なことだけしかやらないのか、市民参加型にするのか、その辺もわかりましたら教えてください。

○議長（金光英晴君） 渡邊社会教育課長。

○社会教育課長（渡邊智樹君） お答えします。

トップアスリートの指導者講習会は、できたら市民の多くの参加をいただくような内容での検討を進めてまいりたいと思いますし、ただ県内のトップ指導者の指導者講習会につきましては、やはり技術指導が伴うということで、ある程度の技術を持った選手の参加をいただくような形になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

議案第143号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第143号についての質疑を終結いたします。

議案第144号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第144号についての質疑を終結いたします。

議案第145号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） 1ページの企業債、借換債、これは今幾らのものを借換えるのか。その限度額が4億780万になっておりますが、これ全体を示しておるのか、まだこれ以外にも借換債の対象になり得るようなものがあるのかどうか。それと、今の借換前の利率が幾らなのか、その辺ちょっと教えてもらいたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、繰上償還についてご説明を申し上げます。

23年度の予定ですが、6%以上のものを繰上償還ということでございます。来年度につきましては、5%から6%未満の起債を繰上償還したいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） わかったような、わからないような説明なのですが、総体的に、そうすると、例えば来年まで聞くというと、ちょっと悪いのだけれども、たまたま課長が来年のことをおっしゃったものだから、私のほうでちょっと突っ込みたいのですが、来年度は5%から6%未満のものについて借換を行いたいということで、そうすると今現在の政府の方針による借換債の対象になっておる総額の額は幾らなのか。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、お答えします。

23年度分の6%につきましては7,180万9,000円ほどございまして、これは繰上償還というよりも、23年度につきましては金額が少ないものですから、現在の留保資金で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（金光英晴君） 白杵克身君。

○4番（白杵克身君） よくわからない部分があるのですが、それでは先ほど1回目で聞きましたが、この4億780万の借換債、これが対象となっておる現在の借入利率、当然6%以上なのですが、それは幾らなのでしょう。

○議長（金光英晴君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） お答えします。

合併前の旧市町村の借入れでございまして、7.1%から6.3%、一番低い利率が6.2%ということがございます。各種いっぱいありまして、なかなか難しい回答でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（金光英晴君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 質疑なしと認めます。

議案第145号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案につきまして、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第6号、請願第7号

○議長（金光英晴君） 日程第6、請願第6号及び請願第7号の委員会付託を行います。

請願第6号及び請願第7号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（金光英晴君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週6日（火曜日）午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時18分 散会